

阪神・淡路大震災における兵庫県の予算配分と事業執行

Budget Allocation and Management for Disaster Response and Recovery by Hyogo Prefecture Government Following the Hanshin-Awaji Earthquake Disaster

草野 公平¹、林 春男^{1,2}、牧 紀男¹

Kouhei KUSANO¹, Haruo HAYASHI^{1,2}, Norio MAKI¹

¹防災科学技術研究所地震防災フロンティア研究センター

Earthquake Disaster Mitigation Research Center, NIED

²京都大学防災研究所

Disaster Prevention Research Institute, Kyoto University

This paper examined the budget allocation and management processes taken by the Hyogo prefecture government during disaster response and recovery periods following the 1995 Hanshin-Awaji earthquake disaster. A special attention was given to represent the relationships between budget allocation and recovery disaster projects at the entire period of post-disaster operations. We confirmed 1) the budget management for recovery disaster projects and normal projects, and 2) the feature of budget allocation of some recovery disaster projects having different property and resources.

Key Words: Hyogo Prefecture Government, Hanshin-Awaji Earthquake Disaster, logistics, budget management, budget allocation, disaster response, disaster recovery

1. はじめに

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震は阪神・淡路地域を中心に甚大な被害をもたらし、国・地方自治体等の行政機関は地震発生後から現在に至るまで様々な災害対応のための業務を行ってきた。林¹⁾は、各種災害対応の業務を時間経過に沿って四種類の課題に分類し、緊急対策、応急対策、復旧・復興対策の3つの課題を適切かつ効果的に推進するためには、災害対応の全期間を通じてロジスティクス、すなわち情報管理と資源管理が第4の課題であることを示している。

災害対応の資源管理は、各業務に投入するプロセスやアウトプットをモニタリングしつつ投入する人員、予算、設備等をマネジメントすることと捉えることができる。いいかえれば、災害対応に投入された人員、予算を災害発生から継続的にモニターすることは、資源管理の側面から災害対応を分析する際の重要な切り口になりうる。

行政機関の事業遂行には予算の裏付けが必須であり、災害対応事業も例外ではない。このため、まず災害対応事業のための総括的な予算確保について通常業務との予算の取り合い状況も含めて明らかにする必要がある。

また、地方自治体の災害対応事業は、災害救助や各種施設災害復旧等の義務的な事業のほか、災害公営住宅供給等の法律に基づく事業、国の方針を受け入れて実施される各種公共事業や景気対策事業、その他地方自治体の独自事業等の復興対策を中心とする任意的な事業に大別

することができる。これらの災害対応事業の根拠・性質等の相違により生じる予算執行上の特徴についても明確にする必要がある。さらに事業によって予算の財源内訳が異なることから、予算上災害対応業務に大きなウェイトを占める事業については、その主たる財源について明確にしなければならない。

本論では、以上のような災害対応事業の根拠・性質、予算執行状況、財源等の関係について分析し、組織の資源管理にあたって人員配置と並んで重要な要素となる予算配分と事業執行との関係を明らかにすることを目的とする。

2. 兵庫県の予算規模と震災関連予算

(1) 地方自治体の会計と予算・決算の概要

地方自治体の会計には、一般会計⁽¹⁾、特別会計⁽²⁾及び公営企業会計⁽³⁾があり、それぞれ歳入と歳出に区分される。各会計の当初予算は通常前年度末までに翌年度の予算執行計画として定められる。その後予算執行年度内に事業の新規立上げ、計画変更、廃止等によって予算執行見込額に変動が生じる場合は、予算額の増減を行う補正予算が編成される。最終の補正予算が終了した最終予算のうち、当該年度内に執行された金額が決算額になり、残額は翌年度への繰越金となるか不要額となる。

繰越金は、インフラ整備事業や施設整備事業等に主に

見られ、事業の進捗が遅れて予定された年度内に事業が完了しない場合に発生し、特に補正予算等によって生じた事業に多い。

(2) 兵庫県の予算規模

兵庫県の各会計の歳出予算の規模は、平成14年度の当初予算ベースで一般会計約2兆円、特別会計約1兆円、公営企業会計が約0.17兆円となっている。このうち一般会計及び特別会計の歳出決算額の推移を図1に示す。

一般会計及び特別会計ともに震災直後の平成7年度にピークとなっているが、震災以前より経済・雇用対策を目的して、1)地方単独事業及び公共事業の拡大、2)金融融資枠の拡大及び新分野開拓等構造転換支援による中小企業対策、3)雇用維持・確保対策等を実施してきたため、各会計の決算額は漸増している。なお、平成10年度以降の一般会計の増加は地方消費税の導入に伴う清算金等の支出が生じたことが主な原因であり震災対策とは関係が無い。

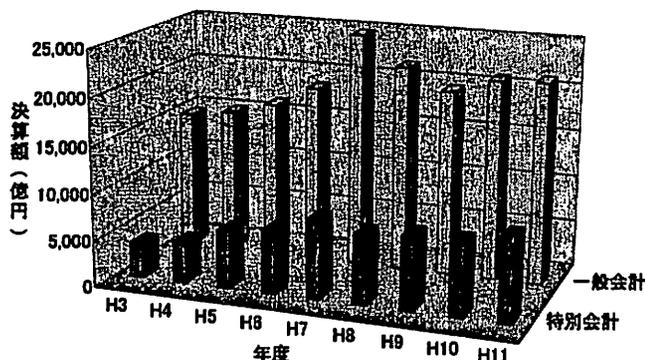


図1 兵庫県の一般会計、特別会計決算額の推移

(3) 兵庫県の震災関連予算と神戸市の震災関連決算

神戸市は、決算ベースで平成6年度から10年度までの年度別、款・会計別の震災関連決算額・財源内訳・事業概要、震災後の歳入・歳出の状況、財政指標等について明らかにしている²⁾。また、西宮市も同様に震災関連経費執行額の年度別推移や財源内訳に加えて、個別事業ごとに主要な事業費の決算額を明らかにしているが³⁾、兵庫県はこれと比較しうる総合的な震災関連予算・決算の支出内訳・財源内訳等に関するデータを明らかにしていない。

兵庫県の各会計の震災関連予算⁴⁾の推移について、補正による増額が多かった平成6年度及び7年度については2月補正後の予算の、それ以外の年度については当初予算の通常分と震災分の推移を表1に示す^{4),5)}。表1より平成6年度から平成11年度までの期間における震災関連予算額は約3.5兆円であり、兵庫県の一般会計歳出予算を平均ベースで約2兆円とすると、その約1.7倍に相当

表1 兵庫県の震災関連予算額 (単位: 百万円)

会計の種類	H6(2補)	H7(2補)	H8	H9	H10	H11
一般会計(通常分)	1,652,248	1,584,195	1,556,976	1,666,997	1,781,583	1,835,176
一般会計(震災分)	331,415	1,090,972	228,822	222,898	224,537	237,419
一般会計合計	1,983,663	2,675,167	1,785,798	1,889,895	2,006,120	2,072,595
特別会計(通常分)	661,216	551,015	591,883	599,152	599,005	748,592
特別会計(震災分)	44,420	408,432	161,648	152,880	142,727	119,572
特別会計合計	705,636	959,447	753,531	752,032	741,732	868,164
企業会計(通常分)	165,367	154,088	153,176	162,580	163,320	150,811
企業会計(震災分)	1,067	15,810	19,608	29,840	29,482	47,159
企業会計合計	166,434	169,898	172,784	192,420	192,802	197,970

する。

一方、神戸市の震災関連事業決算額の会計別内訳は表2のとおり報告されており、全額が震災がなければ発生しなかった純増加経費と記載されている²⁾。神戸市の款・会計別の震災関連事業決算額の規模は、災害復旧費、復興基金への出資、都市計画費、港湾整備事業会計、住宅費、民生費、土木費の順となっている²⁾。

兵庫県・神戸市の平成6年度から10年度までの震災関連予算額・決算額を単純に比較すると、神戸市の各会計の震災関連決算額の合計は表2より約2.1兆円、兵庫県の震災関連予算額の合計は表1より約3.1兆円となり、それぞれ平成10年度の予算額・決算額の全会計の単純合計額に概ね相当するかやや上回る規模であり、会計の規模から見れば震災関連事業に要した経費の財政上のインパクトは両者にあまり差が無いことになる。

表2 神戸市の震災関連事業決算額 (単位: 百万円)

会計の種類	H6	H7	H8	H9	H10
一般会計(通常分)	872,381	850,424	900,764	830,753	789,185
一般会計(震災分)	63,797	791,731	438,041	254,621	163,251
一般会計合計	936,158	1,642,155	1,338,805	1,085,374	952,436
特別・企業会計(通常分)	1,016,208	1,068,478	1,053,934	1,064,465	1,064,290
特別・企業会計(震災分)	11,091	163,926	185,976	41,208	43,473
特別・企業会計合計	1,027,297	1,232,404	1,239,910	1,105,671	1,107,763

(4) 震災対策のための兵庫県の予算編成上の措置

震災による県税収入の減少と震災復旧・復興事業に伴う財政支出増大に対応するため、兵庫県が歳出予算編成時に実施した主要な措置は、事務概要の財政課分^{4),5)}より、1)震災関連予算の重点配分と公共事業の国庫の割当見込額の満度受入、2)義務的経費(措置費・医療費・税交付金等)及び震災関連予算を除く一般行政経費の一般財源ベースでの抑制、3)単独災害復旧事業を除く投資単独事業の抑制、が挙げられる。

一方、震災対策事業のための財源確保の取組みとしては、国への支援要請、地方交付税により償還時に財源措置される起債の活用、財政基金・県債管理基金等の取崩し等の措置がとられている。

(5) 兵庫県の業務別決算額のデータベース作成

兵庫県の震災関連予算の内訳、通常分も含めた事業別予算配分状況等をトレースするため、予算教書⁶⁾や各部署の事務概要^{7),8),9),10)}から事業と予算額を抽出して整理を試みたが、重複・部分記載等が多く定量的なデータとしては役に立たなかった。

そこで、平成6年度から平成11年度までの兵庫県の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算参考資料^{11),12)}に基づき、各会計の歳出決算額を事項⁶⁾単位でデータベース化した。データベース化に当たっては、震災関連事業のうち決算額が明記されている事業について容易に抽出できるものとした。以上のデータベースをもとに、予算教書や事務概要等で必要箇所を補足しつつ災害対応の予算配分と事業執行について分析を行った。

3. 兵庫県の業務別歳出決算額の推移

まず兵庫県の歳出決算額の全体的傾向として、平成6年度から平成11年度の一般会計及び特別会計の決算額を業務別に集計したものを表3に示す⁶⁾。

表3 業務別の一般・特別会計歳出決算額
(単位：億円)

業務	H6	H7	H8	H9	H10	H11
総務・企画・管理	1,655	1,745	1,568	1,832	2,971	2,845
防災	7	39	103	58	89	208
復興基金への出資	0	4,047	2,022	0	0	1
生活	79	80	100	204	254	244
福祉	1,163	1,169	1,245	1,254	1,353	1,363
災害救助	1,659	1,140	11	6	3	2
保健・医療・衛生	620	621	678	622	624	630
商工観光	1,377	2,385	1,782	1,828	2,248	2,085
労働	75	80	110	99	71	172
勤労者総合福祉施設	40	67	73	76	68	62
農林水産	1,177	1,450	1,353	1,316	1,306	1,301
土木	2,812	4,191	4,025	3,368	3,307	3,161
都市計画	658	1,083	1,098	1,076	958	1,204
住宅・建築指導	731	1,104	877	1,220	557	751
教育	4,766	4,779	4,890	5,021	4,996	5,079
警察	1,429	1,485	1,566	1,521	1,549	1,549
用地先行取得	218	120	100	100	100	730
県債償還等	2,489	2,183	2,437	2,590	2,591	2,982
合計	20,956	27,767	24,037	22,189	23,045	24,369

表3より、震災直後に決算額が一時的に急増した業務は災害救助と(財)阪神・淡路大震災復興基金(以下「復興基金」という。)への出資である。このほかの業務でも震災以降決算額が増大したものが多く、土木、住宅・建築指導の業務は決算額が平成6年度のレベルに戻りつつある。

また、震災対策の長期的な影響として、震災の復旧・復興のため発行した県債の償還が平成11年度から本格化したことに伴い、県債償還等の決算額が増加している。

4. 業務別の予算執行と事業執行の関係

兵庫県の震災関連事業には、震災に直接起因する事業だけでなく、震災以前から継続している既存事業の全部又は一部が一定期間震災関連事業と位置づけられた例も含まれる。後者の例を挙げると、流域下水道事業では震災以前から6カ所の流域下水道整備を進めており、震災以降は被災地の4カ所の一部又は全部が震災関連事業となっている。従って、震災以前からの継続事業や、事業の実施原因が震災のみに特定できない公共事業・景気対策事業等については、震災関連事業のみを取り上げて事業と予算の分析を行っても意味が無いことになる。

このため、まず震災に直接起因する既定の義務的な業務として1)災害救助業務、次に、震災に直接起因する新規の県単独事業又はこれに準じる事業を主体とする業務として2)復興総合推進業務、3)復興基金事業、4)被災者復興対策・生活復興業務について、事業執行と予算配分の関係を整理する。

さらに、様々な事業群を含むより広汎な業務として、5)土木及び都市計画業務、6)住宅関連業務、7)商工観光業務について、事業執行と予算配分の関係を整理する。

(1) 災害救助業務

県の緊急・応急対策に要した経費のうち、予算の項が災害救助費に該当する震災関連決算額を表4に示す。

災害救助に係る経費には、事業実施主体である市町への交付金・負担金等が多く含まれており、災害救助費市

町交付金、災害弔慰金・災害援護金等の災害援護費が該当する。その他の災害救助費では、応急仮設住宅の購入・建設等に要する経費を中心とする都市住宅部分が大部分を占める。

表4の災害救助費の財源は、事業の根拠によって財源内訳が異なるが国庫支出金と起債が大部分を占める。このうち県の既定の独自の制度である災害援護金は、他の法令に基づく事業に比べると国庫支出金の比率が低く、起債と一般財源による県負担の割合が多くなっている。

表4 災害救助費の震災関連決算額(単位：百万円)

内訳	H6	H7	H8	H9	H10	H11
(事項)災害救助費						
・防災担当課分	26,151	37,997				
(うち災害救助費市町交付金)	23,699	36,828				
・福祉部分 (施設への被災者受入等)	14					
・保健環境部分	388					
(うち医療救護班派遣負担金)	70					
・商工部分 (下着等緊急物資調達等)	60					
・労働部分(県立施設被災者受入事業等)	180					
・農林水産部分 (災害用米穀購入等)	1,210					
・都市住宅部分 (応急仮設住宅建設・購入、関連工事等)	86,221	28,848				
・教育委員会分 (教職員人件費等)	650					
(事項)災害援護費						
・災害弔慰金	10,374	2,581	191	11	8	12
・災害援護金	21,290	9,485	120	96	67	45
・災害援護資金貸付金	19,278	33,903				
・死亡見舞金		19				
・災害障害見舞金		65				
(事項)救助物資取扱費	1	1				

(2) 復興総合推進業務

震災復興総合計画の策定、総合的復興推進に係る復興総合推進業務の決算額を表5に示す。

復興総合推進業務は、主要事業の予算項・目が旧企画部関連の予算項・目から派生・分離したものであるため、基本的に企画調整業務であり、県民サービスセンターを改組した震災復興総合相談センターの維持管理を除くほとんどの事業が震災による新規発生事業である。

震災関連施設整備事業として、阪神・淡路大震災復興支援館とメモリアルセンター(現在は「人と防災未来セ

表5 復興総合推進業務の決算額(単位：百万円)

内訳	H6	H7	H8	H9	H10	H11
総務管理職員費(H11のみ生活復興推進課含む)、企画職員費	109	604	546	514	546	851
一般会計総務費企画費の職員費以外の総務部分	54	755	863	402	273	270
(うち阪神・淡路大震災復興支援館建築・展示物作成等)	0	541	559	0	0	0
(うち(財)阪神・淡路大震災記念協会出捐金、事業費補助、運営費補助)	0	0	0	112	98	110
災害対策費(総務部関連：メモリアルセンター土地取得等)	0	0	0	0	0	7,541
緊急雇用就業機会創出事業費	0	0	0	0	0	43
阪神・淡路大震災復興基金費	0	404,737	202,243	29	5	55
阪神・淡路大震災復興宝くじ収益金交付金	0	504	0	0	0	0
震災復興総合相談センター(県民サービスセンター)維持運営費	187	201	204	209	199	191

ンター」)があり、これらの施設整備事業に要した経費と復興基金への出捐・補助、宝くじ収益金交付金を除いた事業費の財源は大部分が一般財源であり、事業費の規模は職員費レベルと同等で非常に小さい。

(3) 復興基金への出資と復興基金の事業

基金とは資金の積立・維持・運用等を行う制度であり、通常時より地方自治体は各種基金の積立や運用等を行っている。基金を活用した被災者支援事業の例としては長崎県が設置した「雲仙岳災害対策基金」があり、阪神・淡路大震災復興基金はこれに準じた制度である。

平成7年4月1日に設立された復興基金は、兵庫県と神戸市の出資金9,000億円の運用益を主たる財源として各種事業を実施しており、約3,600億円の助成事業が最終的に実施される予定である。復興基金の事業報告書¹³⁾¹⁴⁾から整理した助成事業等の事業別実績額の推移を表6に示す。

表6の事業費内訳より助成事業の中心は生活対策と住宅対策である。事業内容は、各種団体等の実施する復興関連事業への補助のほか、政府系金融機関・県・その他関係機関等の貸付事業の利子補給等が大部分を占めており、行政機関等の復興事業に対する復興基金事業の補完的な位置づけを示している。

各種事業のうち生活対策事業の事業費の大部分を占める被災者自立支援金関連は、平成10年5月の被災者生活再建支援法の成立に伴い、「阪神・淡路大震災の被災者について同法の生活支援金に相当する程度の支援措置が講じられるよう必要な措置を講じる旨の付帯決議」に従って実施された事業であるため、義務的な事業と同等である。ただし、復興基金では同法の制定前から被災者生活再建支援に係る復興基金事業として生活再建支援金と中高年自立支援金を実施しており、これらの事業は被災者自立支援金に統合されている。

兵庫県と神戸市の復興基金への出資金の財源は起債であるが、出資金のうち元金は将来復興基金から償還され、7,000億円分の利子については95%の地方交付税措置がとられている²⁾。このため、県や市の直接執行では国庫補助対象外となる生活・住宅関連助成事業等の復興事業を実質的に国庫補助事業相当とすることができるので、

表6 復興基金事業の実績額 (単位: 百万円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12
住宅対策事業	516	2,838	15,743	23,850	19,589	19,614
(うち民間賃貸住宅家賃負担軽減事業)	0	891	7,232	8,240	7,968	9,471
(うち被災者住宅再建支援事業補助)	0	1,012	4,038	4,974	4,417	4,198
(うち被災者住宅購入支援事業補助)	8	167	1,338	2,827	2,601	2,579
産業対策事業	7,295	11,254	9,751	5,978	3,839	2,890
(うち緊急災害復旧資金利子補給)	4,015	6,857	6,367	3,972	2,265	1,744
(うち被災者雇用奨励金)	1,085	1,909	787	533	435	279
(うち政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給)	677	1,175	1,239	885	551	373
生活対策事業	1,947	2,846	13,578	123,087	21,678	10,743
(うち被災者自立支援金関連)	0	0	8,380	114,681	13,742	3,464
(うち被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助)	0	1	704	2,484	2,926	3,965
(うち応急仮設住宅協同施設維持管理費補助)	668	1,365	1,485	1,330	742	0
教育対策事業	1,291	820	577	375	201	126
追悼・記念事業	38	32	60	44	123	290
一般会計助成事業(計)	11,086	17,790	39,708	153,134	45,410	33,664
特別会計助成事業(産業)	0	1,400	1,417	82	78	98
繰越金配分事業の受託分	17,384	19,379	3,726	0	0	0

財源確保の点から有利な制度である。しかし、財源の一部を国に依存することから、実施する事業内容が国の意向に拘束されたという欠点も生じている。

(4) 被災者復興対策・生活復興業務

兵庫県は、生活関連の震災対策のため新しい組織を整備して被災者復興対策・生活復興業務に係る各種新規事業を推進した。表7に被災者復興対策・生活復興業務の決算額を示す。

業務内容は生活資金関連とそれ以外のソフト的事业に大別される。生活資金関連の事業として平成8年度より開始された生活復興資金貸付金が全体事業費の大部分を占め、生活復興県民ネット、被災高齢者生きがい就労対策事業等のソフト的事业の決算額は17億円に過ぎない。これは、事業費の財源が、生活復興資金貸付金は基本的に全額償還金が財源であり、その他の事業はすべて一般財源であることによる。

事業費的には、県費事業よりも表6の復興基金の生活対策事業が主であり、多数の事業を担当している。復興基金の生活対策事業では既述のように被災者自立支援金等の支給が事業費の大半を占めている。被災者生活再建支援法がより早期に成立していれば、生活資金関連に関する県事業、復興基金事業はより効果的・効率的に推進できたことになる。

表7 被災者復興対策・生活復興業務の決算額 (単位: 百万円)

内訳	H6	H7	H8	H9	H10	H11
生活復興関連	0	16	3,869	13,797	17,787	17,388
(うち生活復興資金貸付金)	0	0	3,800	13,298	17,279	17,008
(うち生活復興県民ネット活動費補助)	0	0	17	28	27	25
(うち被災高齢者生きがい就労対策事業委託)	0	0	0	273	258	199

(5) 土木及び都市計画業務

ハード面の整備事業が中心となる土木及び都市計画について、震災分と通常分を含めた決算額と主な事業費の内訳を表8に示す⁷⁾。このうち都市計画業務は、表8の都市計画費の街路関連事業を除く大部分と土木施設災害復旧の県立都市公園災害復旧が該当する。

a) 土木業務

土木や都市計画などは、工事等の事業費が決算額の大半を占め、インフラや都市の復興計画のために要した事務費、調査費等は事業費と比べると極めて過小である。また、土木の公共事業や単独事業は震災以前から経済・雇用対策として拡大していたため、平成6年度分の決算額もそれ以前より高いレベルにある。道路橋りょう、河川海岸、砂防、港湾空港、都市計画の街路事業の決算額は震災後に増加が目立つものが多いが、事業内訳から街路整備事業を除くと県単独事業は震災後減少しているのに対し、公共事業及び国直轄事業負担金は著しく増加している。公共事業の財源の約半分は国庫支出金であり、国直轄事業負担金の増加は国が事業主体の土木事業の拡大を表すことから、土木関連事業の拡大は国の政策であったこと、県の土木関係の復興事業においては財源の点から県単独事業よりも公共事業に重点がおかれたことがわかる。

土木施設災害復旧費は、県の公共事業だけでなく、国直轄事業、阪神高速道路及び鉄道施設の復旧事業への負担金も含まれている。土木施設災害復旧費の財源は、公共事業が国庫支出金と起債、事業費補助は起債が大半を

表8 土木及び都市計画業務の決算額（単位：億円）

内訳	H6	H7	H8	H9	H10	H11
土木管理費【一般会計土木費】	174	198	178	182	182	164
道路橋りょう費【一般会計土木費】	1,309	1,639	1,581	1,530	1,564	1,509
（うち公共事業費）	288	528	572	442	446	420
（うち県単独事業費）	466	349	374	362	394	340
（うち国直轄事業負担金）	138	340	144	158	201	205
（うち緊急道路整備事業費）	81	72	104	118	110	132
河川海岸費【一般会計土木費】	589	688	823	782	729	643
（うち公共事業費）	376	442	598	567	472	420
（うち県単独事業費）	113	99	107	105	111	104
（うち国直轄事業負担金）	44	96	61	48	87	71
砂防費【一般会計土木費】	170	420	432	250	261	266
（うち公共事業費）	106	248	339	156	169	183
（うち県単独事業費）	30	27	30	29	31	24
（うち国直轄事業負担金）	22	132	50	55	52	47
港湾空港費【一般会計土木費】	214	252	250	239	224	225
（うち公共事業費）	110	149	169	175	157	123
（うち県単独事業費）	17	17	14	11	10	45
（うち国直轄事業負担金）	12	27	17	11	12	7
都市計画費【一般会計土木費】	589	997	1,092	1,083	968	932
（うち公共事業費）	161	253	255	178	152	125
（うち県単独街路整備費）	29	42	36	30	35	27
（うち緊急街路整備事業費）	56	57	71	98	70	98
（うち公共事業公園整備費）	39	149	115	121	84	125
（うち県単独公園整備費）	60	43	44	28	31	30
（うち国直轄公園事業負担金）	1	45	104	9	7	11
（うち市街地整備事業助成費）	5	9	21	8	7	6
（うち都市再開発事業推進費）	26	63	107	172	152	144
（うち土地区画整理事業費）	38	150	118	115	95	73
土木施設災害復旧費【一般会計災害復旧費】	68	708	461	79	51	60
（うち公共事業費）	27	430	278	71	44	51
（うち国直轄事業負担金）	22	49	35	0	2	5
（うち阪神高速道路災害復旧事業費補助）	6	111	137	0	0	0
（うち鉄道施設災害復旧事業費補助）	11	91	0	0	0	0
（うち県立都市公園災害復旧費）	0	5	5	5	2	2
港湾施設整備事業【港湾整備事業特別会計】	37	43	44	46	40	39
（うち災害復旧費）	0	3	0	0	0	0
流域下水道事業費【流域下水道事業特別会計】	493	435	429	430	430	436
（うち公共事業費）	292	298	281	274	270	273
（うち県単独事業費）	25	19	22	20	21	18

占める。

b) 都市計画業務

都市計画の主要な事業は表8の都市公園整備・復旧と市街地整備・都市再開発・土地区画整理事業が該当する。都市公園整備事業では震災後新たに三木総合防災公園の整備事業が開始されたが、事業全体の決算額の傾向は土木の事業と同様で、震災後に公共事業公園整備費と国直轄公園事業負担金が増加しているのに対し、県単独公園整備費は減少している。

市街地復興の中心的事業である都市再開発事業、土地区画整理事業、市街地整備事業助成は、震災後に決算額が著しく増大している。これらの事業は震災後に繰越金が増加しており、市街地・都市開発等の復興事業は行政の計画どおり進捗していないことを示している。都市再開発事業、土地区画整理事業の財源の約半分を国庫支出金が占める。

また表1の企業会計では、阪神・淡路地区の臨海都市整備事業や国際公園都市整備事業等の地域整備事業が震災関連事業とされているが、野島断層保存関連施設の整備事業を除くと震災以前からの継続事業が主体である。

(6) 住宅関連業務

住宅関連業務のうち、復旧事業は県営住宅の復旧が該当し、住まい復興事業は、1)災害救助の延長である応急仮設住宅管理・撤去及び入居者対策、2)災害公営住宅等の供給推進、3)住宅再建・取得支援事業に分類される。住宅関連業務の決算額について、震災分と通常分を含め

て表9に示す。

a) 応急仮設住宅管理・撤去及び入居者対策

応急仮設住宅の入居者対策については、別途県の保健、福祉、医療関連の巡回相談や市町への補助等が実施されており、表9に記載したものがすべてではない。応急仮設住宅関連事業の一部は市町への委託・交付金であり、災害救助事業の延長であるので財源には国庫支出金が含まれている。

b) 災害公営住宅等の供給推進

県の住宅供給業務は、災害復興公営住宅の建設（災害公営住宅建設費）、災害復興準公営住宅の供給（ひょうご県民住宅供給推進費、ひょうご県民住宅建設費等）、借上県営住宅供給（借上県営住宅管理費）に大別される。これらの住宅供給の事業は公営住宅法や国の特定優良賃貸住宅供給促進事業に基づく事業であり、事業費の財源は震災分、通常分を問わず国庫支出金と起債が多い。

c) 住宅再建・取得支援事業

県を事業主体とする住宅再建・取得支援事業は、被災マンション建替等支援事業費補助（住宅政策推進費平成7年度決算額の一部）やひょうご県民住宅復興ローン貸付金等がある。事業規模の大きいひょうご県民住宅復興ローンは、財源のほとんどが償還金である。

復興基金の住宅対策事業では、表6より民間賃貸住宅家賃負担軽減事業、被災者住宅購入・再建支援事業補助が住宅対策事業費の過半数を占める。

復興基金以外の外郭団体を活用した住宅再建・取得支援事業としては、（財）兵庫県住宅建築総合センターの事業があげられる。同センターに対する県費からの補助として、住宅復興促進助成基金設置費補助、総合住宅相談所設置運営事業費補助（住宅相談費）、ひょうご輸入住宅総合センター設置事業費補助（住宅政策推進費平成7年度決算額の大部分）等があり、同センターにおいて県の補助により基金を創設して被災住宅再建対策利子補助事業が実施されている。

(7) 商工観光業務

商工観光業務の事業規模は、震災以前から経済・雇用対策として金融融資枠の拡大等を実施していたため、震災以前から増加していた。商工費及び産業開発資金特別

表9 住宅関連業務の決算額（単位：百万円）

内訳	H6	H7	H8	H9	H10	H11
災害対策費（住まい復興分）【一般会計総務費】	0	122	3,702	2,107	6,187	9,337
（うち生活支援アドバイザー業務委託（市へ））	0	0	173	367	299	0
（うち応急仮設住宅撤去復旧業務委託（市町へ））	0	0	161	1,232	3,341	8,574
（うち災害救助費市町交付金（市へ））	0	0	0	180	78	0
運営管理費【一般会計土木費】	4,515	4,944	5,419	5,297	5,160	4,524
住宅費【一般会計土木費】	42,755	18,732	27,289	35,049	35,826	48,941
（うちひょうご県民住宅供給推進費）	277	1,477	5,443	9,484	5,429	3,927
（うちひょうご県民住宅復興ローン貸付金）	0	215	1,433	3,211	10,155	18,974
（うち住宅相談費）	34	158	113	68	58	40
（うち住宅復興促進助成基金設置費補助）	23,740	0	0	0	0	0
（うち住宅政策推進費）	82	439	162	161	180	7,634
県営住宅事業費【県営住宅事業特別会計】	45,452	102,223	73,889	100,769	31,680	37,383
（うち災害公営住宅建設費）	2,859	54,599	41,872	74,862	2,333	0
（うち借上県営住宅管理費）	0	0	101	628	1,541	2,183
（うち既設県営住宅災害復旧費）	1,047	12,523	2,131	0	0	0
（うち県営住宅管理費）	5,938	6,602	6,497	6,435	7,604	9,573
（うちひょうご県民住宅建設費）	673	1,058	588	0	0	0

会計の商工関連分の内訳を表 10 に示す。表 10 より、商工関連業務の事業費は、会計間の繰出金を除くと産業開発資金特別会計の貸付金が事業費の大半を占めている。

震災直後に行われた緊急的な震災対策事業のうち決算額の大きな事業は、緊急災害復旧資金の新設による体質強化資金貸付金の貸付枠の拡大、神戸市と共同事業の災害復旧資金創設（中小企業災害復旧基金貸付金）、事業協同組合等への災害復旧費補助等、中小企業高度化資金等の各種貸付制度の拡大がある。これらの事業は、貸付金の償還金を主たる財源とする貸付事業か、国庫補助事業である。一方、県の単独事業である復興事業としては、平成 8 年度に重点的に実施された観光復興のソフトの事業等があるが、事業費の財源は一般財源であり、事業費の規模は貸付金等と比較すると非常に僅少である。

震災関連事業や通常事業を問わず、一般会計の商工関係、中小企業相談・診断等の事業は、財源に国庫支出金を含む事業が多く、国の景気対策に依存する事業が多いことを示している。

表 10 商工観光業務の決算額（単位：億円）

会計	款	項	H6	H7	H8	H9	H10	H11	
一般会計	商工費	商業総務費	16	18	19	20	19	18	
		商業復興費	1,123	1,968	1,568	1,494	1,690	1,613	
		(うち産業開発資金特別会計へ繰出)	1,065	1,868	1,499	1,417	1,608	1,540	
		(うち事業協同組合等施設災害復旧事業費補助)	0	24	1	1	0	0	
		貿易振興費	1	1	1	1	0	0	
		中小企業診断指導費	1	1	2	1	1	1	
		工総業総務費	6	6	6	6	6	6	
		中小企業振興費	18	24	24	39	44	18	
		(うち産業開発資金特別会計へ繰出)	7	13	7	25	28	4	
		工総業振興対策費	6	10	11	33	91	10	
	(うち産業開発資金特別会計へ繰出)	0	0	2	3	59	3		
	産業保安対策費	3	3	3	3	2	2		
	計量検定費	1	1	1	1	1	1		
	工業試験場費	17	16	18	21	20	17		
	観光費	2	1	5	3	2	3		
	産業開発資金特別会計	中小企業振興資金支出	中小企業設備近代化資金貸付金	22	20	18	19	20	17
			中小企業設備資金貸付金	17	19	23	22	23	24
			中小企業高度化資金貸付金	56	102	58	157	149	57
			公債費	26	24	25	14	17	21
			(うち公債費特別会計へ繰出)	3	3	2	1	1	2
設備資金一般会計繰出金			14	16	19	20	22	23	
高度化資金一般会計繰出金			11	9	10	6	7	8	
中小企業育成資金貸付金			1,128	2,031	1,507	1,430	1,681	1,559	
(うち体質強化資金貸付金(緊急特別資金拡大部分)、予算ベース)			0	370	0	0	0	0	
(うち体質強化資金貸付金(緊急災害復旧資金分)、予算ベース)			0	725	0	0	0	0	
(うち中小企業災害復旧基金貸付金)		71	182	0	0	0	0		
(うち兵庫県信用保証協会出捐金(震災分))		9	22	2	0	0	0		
一般会計繰出金		1,083	1,857	1,492	1,409	1,597	1,529		
信用保証協会出捐金		9	24	2	3	91	45		
公債費		0	0	4	5	78	201		
(うち公債費特別会計へ繰出)	0	0	0	0	0	0			
地域総合整備資金	地域総合整備資金貸付金	0	2	0	0	9	21		
	公債費	0	0	0	0	0	0		
	一般会計繰出金	0	0	0	0	0	0		

(8) 震災対策における事業執行と予算執行の考察

平成 11 年度までの県の震災関連事業のうち、決算額が大きい事業は、復興基金への出資（県の支出は表 5、事業費は表 6）、災害救助費（表 4）、災害公営住宅建設（表 9）、土木等の施設災害復旧（表 8 の土木施設、表 9 の既設県営住宅のほか、農林水産施設 230 億円、県有施設 250 億円、県立学校施設 210 億円等）、土地区画整理事業・都市再開発事業の震災分（表 8 のうち約 900 億円）、緊急災害復旧資金創設による貸付事業拡大（表

10）、中小企業高度化資金貸付金の震災分（表 10 のうち一部）、生活復興資金貸付金（表 7）、ひょうご県民住宅復興ローン貸付金（表 9）のほか、土木・都市公園等の公共事業の拡大（表 8）等が挙げられる。

以上の事業費が大きい震災関連事業は、その性質・根拠等から、1)災害救助及び施設災害復旧等の義務的な事業のほか、任意的な事業は、2)災害公営住宅建設及び土地区画整理事業・都市再開発事業等の法律に基づく事業、3)国の方針を受けた土木等の公共事業の拡大、4)貸付金事業、5)復興基金事業に分類することができる。

義務的な事業については、災害救助費（事項）の財源の国庫負担率が今回の震災の場合は約 85%となっているほか、施設災害復旧費の起債のうち災害復旧事業債は元利償還費の 95%が地方交付税措置される等、県の負担額は事業費に対して大幅に軽減されている。

任意的な事業の土木等公共事業は、財源の約半分が国庫支出金であり、残りの財源の大部分を占める起債のうち補正予算債の元利償還費の 80%が地方交付税措置対象であったことが事業費拡大の一因である。このほか、災害公営住宅建設や土地区画整理事業・都市再開発事業等は国庫支出金が財源の約半分を占める事業である。

事業費が大きい県の独自事業は、復興基金事業を除くと貸付金事業に限られる。これは、生活復興資金貸付金等の貸付金事業は当該事業の償還金を財源としており、自治体の実質的負担が最終的にほとんど生じないためである。一方、一般財源をベースとする生活復興、観光復興等の県独自の復興事業費は非常に少額である。

以上より、震災によって事業費が増大した事業を財源から分類すると、特定の国庫補助事業、復興基金事業、県の貸付金事業に分類することができる。財源に起債が利用されている事業が多いが、一部の事業は起債償還費に対して地方交付税による財源措置が行われる。例外的に、都市再開発事業と土地区画整理事業はそれぞれ一般財源と特定財源（負担金・分担金等）の占める割合が高い。

5. 震災対策による財政状況への影響

本論では、以上の震災関連事業の遂行が自治体の財政に及ぼした影響について考察する。

(1) 震災対策事業の財源内訳

a) 神戸市の震災関連決算額の財源

震災による純増加経費とされる神戸市の震災関連決算額 2.1 兆円の財源内訳は、国庫支出金 7,591 億円、県支出金 614 億円、市債 9,916 億円、一般財源 1,482 億円、特定財源等その他 1,967 億円となっている²⁾。県支出金の割合が比較的高い会計・款は災害復旧費と民生費であり²⁾、県の歳出決算から見ると表 4 の災害救助費市町交付金や災害援護費が該当する。

震災関連決算額のうち、神戸市の純粋な負担増加分は、一般財源 1,482 億円に加えて、市債 9,916 億円から復興基金から将来償還される復興基金への出資金 3,000 億円を控除した 6,916 億円のうち償還時に地方交付税により財源措置されない金額の合計 4,800 億円とされている。

b) 震災による兵庫県の歳入決算額の推移

兵庫県については、震災関連事業の内訳から震災関連予算に限定した財源内訳の分析は意味が無いので、震災

表 11 兵庫県的一般会計歳入決算額（単位：億円）

歳入内訳	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
県税	6,069	5,738	5,440	5,303	5,979	6,028	6,198	5,768	6,033
地方消費税清算金	0	0	0	0	0	229	1,024	967	998
地方譲与税	348	378	339	345	349	145	40	40	41
地方特例交付金	0	0	0	0	0	0	0	53	51
地方交付税	2,040	2,288	2,824	3,068	3,187	2,884	3,122	3,933	4,251
交通安全対策特別交付金	21	21	21	21	22	22	22	21	18
一般財源小計	8,478	8,420	8,425	8,737	9,538	9,288	10,408	10,781	11,391
分担金及び負担金	290	241	193	339	263	243	288	221	207
使用料及び手数料	304	317	317	315	332	320	291	305	302
国庫支出金	2,871	3,388	4,633	4,608	4,003	3,489	3,370	3,470	3,172
財産収入	248	171	139	89	57	66	63	119	75
寄附金	10	7	2	26	21	2	3	12	51
繰入金	925	1,393	2,041	2,478	1,948	1,936	2,410	2,823	2,455
繰越金	183	112	94	122	287	357	146	181	187
雑収入	941	809	809	953	960	1,292	1,394	1,256	1,373
県債	1,357	1,947	2,243	7,583	4,835	2,885	3,037	2,818	2,077
特定財源小計	7,109	8,384	10,570	16,512	12,706	10,591	11,000	10,804	9,879
合計	24,085	25,225	27,420	33,985	31,781	29,168	31,812	32,365	32,682

前後の兵庫県の一般会計歳入決算額の内訳（表 11）について分析する。ただし、表 11 は一般会計であり、主要な震災対策事業である県営住宅事業や産業開発資金等の特別会計は含まない。

平成 6 年度から 8 年度までの国庫支出金の増加は、平成 6, 7 年度の災害救助国庫補助金、平成 7, 8 年度の災害復旧費国庫負担金、平成 7 年度以降の公共事業関係国庫支出金の増大が原因である。

県債は平成 7, 8 年度に著しく増大しているが、復興基金分が平成 7 年度 4,000 億円、平成 8 年度 2,000 億円含まれており、これを控除すると平成 7 年度の 3600 億円をピークに平成 8 年度から平成 11 年度まで 2,800 億円前後の起債を発行している。ただし、復旧・復興対策のために発行された災害復旧事業債、大部分の復興基金貸付金債、補正予算債等は償還費の多くが地方交付税によって財源措置される。

このため、県債償還による歳出の増加（表 3）に併せて、地方交付税も平成 11 年度より大幅に増加している。また、地方交付税は特定の県債償還費に対する財源措置だけでなく、多くの国庫補助事業の県負担分に対しても算入される。このため、震災後の地方交付税の増加要因は起債償還への算入だけでなく、震災に伴う国庫補助事業の拡大の影響も含まれる。

以上より、兵庫県も神戸市と同様に震災対策のため増大した支出の財源は起債と国庫支出金に依存している。ただし、復興基金貸付金等のため活用された特定の起債は償還費に対して地方交付税算入が発生しており、実質的な自治体の負担は起債発行額より軽減されている。

（2）震災対策が兵庫県の財政に及ぼした影響

地方自治体の財政状況を表す指数として、起債制限比率⁽⁸⁾、財政力指数⁽⁹⁾、経常収支比率⁽¹⁰⁾などがあり、これらの推移について兵庫県がホームページ上¹⁵⁾で公開しているものを表 12 にまとめた。特に起債制限比率は、地方交付税算入分を控除した地方自治体の実質的な起債償還費の負担の指数を示すものであり、震災対策における地

表 12 兵庫県の財政状況の推移⁽¹¹⁾

	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
起債制限比率(兵庫県)	8.9	9.2	9.6	9.9	10.1	10.4	10.7	11.0	11.7	12.3
起債制限比率(類似9府県)	7.5	7.5	7.8	7.8	8.2	8.8	9.0	9.4	10.2	11.0
起債制限比率(全国平均)	8.8	9.1	9.5	10.0	10.3	10.5	10.7	11.1	11.7	12.3
財政力指数(兵庫県)	0.709	0.711	0.705	0.678	0.640	0.610	0.608	0.618	0.597	0.549
財政力指数(類似9府県)	0.872	0.871	0.840	0.806	0.777	0.757	0.753	0.751	0.718	0.666
財政力指数(全国平均)	0.508	0.507	0.502	0.494	0.486	0.479	0.481	0.483	0.461	0.429
経常収支比率(兵庫県)	73.0	79.0	82.7	88.8	87.1	83.7	92.8	94.1	91.9	90.5
経常収支比率(類似9府県)	76.0	82.4	89.4	94.1	93.7	91.3	97.0	102.4	95.8	92.6
経常収支比率(全国平均)	69.2	74.3	79.4	83.1	83.9	83.4	88.3	90.5	87.7	86.6

方自治体の主要な財源が起債であったことから、震災対策による財政状況の悪化を示す指数として特に重要であると考えられる。

表 12 の財政指標はいずれも兵庫県の財政状況が震災後悪化していることを示している。しかし全国平均及び類似 9 府県との相対的な位置づけから見ると、財政状況の悪化は全国地方自治体レベルでの傾向であり、財政指標の示す兵庫県の相対的な位置は震災以前から平成 12 年度末まで変わっていない。

従って今後の推移を見る必要があるが、平成 12 年度末の時点では、兵庫県の財政状況は震災対策によって大規模な財政支出を行ってきたにも拘わらず、全国レベルの推移を越えて極端に悪化しているわけではない。

（3）神戸市の財政状況

次に神戸市の起債制限比率と経常収支比率の推移²⁾を表 13 に示す。神戸市の起債制限比率は平成 5 年度から 10 年度までで 5.8 増加しており、同時期の兵庫県の増加 1.4 と比べると非常に高い数値であり、震災以降急激に財政状況の悪化が進んだことを示している。神戸市の平成 10 年度の起債制限比率は、原則的には一般単独事業のための地方債発行の制限対象となる 20% を超えており、長期的な財政状況についてもさらに財政状況が悪化すると予測されている²⁾。ただし、財政状況の急激な悪化は震災以降に見られるが、神戸市の起債制限比率は震災以前の平成 5 年度の時点ですでにかなり高いレベルである。

表 13 神戸市の財政状況の推移

	H5	H6	H7	H8	H9	H10
起債制限比率(神戸市)	15.6	17.0	18.0	19.2	19.8	21.4
経常収支比率(神戸市)	87.9	97.4	106.0	91.0	94.3	99.7

6. まとめ

本研究により、阪神・淡路大震災における兵庫県の震災対応の予算執行と事業遂行の関係について分析を行い、以下の知見を得た。

- （1）震災以降の歳出予算編成上の方針として、1)震災関連予算の重点配分と公共事業の国庫の割当見込額の満度受入、2)義務的経費（措置費・医療費・税交付金等）及び震災関連予算を除く一般行政経費の一般財源ベースでの抑制、3)単独災害復旧事業を除く投資単独事業の抑制、が挙げられる。
- （2）震災対策事業のための財源確保の取組みとして、国への支援要請、地方交付税により償還時に財源措置される起債の活用、財政基金・県債管理基金等の取崩し等の措置がとられた。
- （3）事業費が大きい震災関連事業は、その性質・根拠等から、1)災害救助及び施設災害復旧等の義務的な事業のほか、任意的な事業としては、2)災害公営住宅建設及び土地区画整理事業・都市再開発事業等、3)国の方針を受けた土木等の公共事業の拡大、4)貸付金事業、5)復興基金事業に分類することができる。
- （4）震災によって事業費が増大した事業を財源から分類すると、特定の国庫補助事業、復興基金事業、県の貸付金事業に分類することができる。財源に起債が利用されている事業が多いが、一

部の事業は起債償還費に対して地方交付税による財源措置が行われる。一方、県独自の一般財源をベースとする生活復興、観光復興等の事業費は非常に少額である。

- (5) 兵庫県も神戸市と同様に震災対策のため増大した支出の財源は起債と国庫支出金に依存している。ただし、復興基金貸付金等のため活用された特定の起債は償還費に対して地方交付税算入が発生しており、実質的な自治体の負担は起債発行額より軽減されている。
- (6) 平成12年度末の時点では、兵庫県の財政状況は震災対策によって大規模な財政支出を行ってきたにも拘わらず、全国レベルの推移を越えて極端に悪化しているわけではない。一方、起債制限比率の比較から、神戸市の財政状況は兵庫県と比べると震災によって大幅に悪化している。

本論では、兵庫県を対象を絞って災害対応の事業執行と予算配分の関係について分析を行ったが、兵庫県の予算執行額には市町や国が実施主体である事業の負担金、交付金、委託料等が多く見られるほか、国に依存する財源についても特に地方交付税についてさらに整理・分析する必要がある。今後は、国・県・被災市町・関連外郭団体等が実施してきた震災対策について事業内容・決算額・財源内訳等を整理・分析し、各種震災対策事業について実施主体・事業費・機関別の最終負担額を明らかにしなければならない。そして最終的には事業に要した経費と震災対策事業の成果を整理し、震災対策事業のインプット・アウトプットの双方から事業の効果・効率等に関する検証を行う必要がある。

補注

- (1) 一般会計とは、特別会計に属しない歳入歳出の組織全体のことで、基本的な会計である。
- (2) 特別会計とは、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に条例で設けたものをいう。
- (3) 公営企業会計とは、病院事業、水道事業等の地方自治体の企業会計のことをいう。広義では特別会計に含まれることもあるが、本論文では特別会計には含まない。
- (4) 兵庫県の震災関連予算は、1)災害救助に関する費用、2)災害復旧に関する費用、3)「阪神・淡路震災復興計画基本構想」の推進に必要な事業に係る予算である。
- (5) 各会計の歳出予算には性質別と目的別の分類があり、目的別の分類は款、項、目、事項、細事項に階層化されている。個別の事業は細事項に相当するが、決算参考資料には事項と金額の大きい工事費、補助金、委託料等のみ記載されている。
- (6) 各会計の集計を行う際に、各会計間の資金の移動を表す繰出金を削除した。また、業務の分類は震災当時の部局に概ね準じたものとし、震災対策に特化した項・目・事項等で決算額の大きいものや特別会計で特定部局の業務に分類し難いものは独立した業務とした。
- (7) 都市計画に分類すべき特別会計のうち、震災関連事業と関連の薄い北摂開発事業特別会計分を除く。また平成9年度に復興総合推進業務から引き継がれた神戸東部新都心整備推進事業は、各年度の決算額が1億円に満たないため記載していない。
- (8) 起債制限比率は、地方債元利償還金から繰上償還され

た額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模（地方交付税措置分を控除）に占める割合であり、数値が高いほど実質的な地方債償還金が財政を圧迫していることになる。地方債の許可制限に係る指標として、地方債許可方針に規定される。

- (9) 財政力指数は、地方交付税法の規定によって算定した基準財政需要額（基本的な財政需要）に対する基準財政収入額（基本的な収入）の割合で、財政の自主性、自由度を測定する指標である。数値が1に近いほど財源に余裕があることを示す。
- (10) 経常収支比率は、人件費・施設維持費等の毎年度経常的に支出される経費の、地方税、普通交付税等の経常一般財源に対する割合で、財政の弾力性を判断する指標である。比率が高くなるほど財政が硬直化しており、行政需要の変化に事由に対応でき難いことを示す。
- (11) 類似9府県は、財政規模・産業構造等が兵庫県と似ている。埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知・京都・大阪・広島・福岡の9府県である。

謝辞

本論の執筆にあたり（財）阪神・淡路大震災復興基金より貴重な資料を賜りました。ここに記して感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 林 春男：防災ボランティア論議ノート率先市民主義，晃洋書房，pp52，2001.04
- 2) 神戸市：阪神・淡路大震災神戸復興誌・1999.01.
- 3) 西宮市：－阪神・淡路大震災－震災復興6年の総括・2001.04
- 4) 兵庫県総務部・部外局課：阪神・淡路大震災復興本部渉外部・国際部：事務概要・平成7年度
- 5) 兵庫県総務部・部外局課：阪神・淡路大震災復興本部渉外部：事務概要・平成8年度～平成11年度
- 6) 例えば、兵庫県：平成7年度予算算書・平成7年度
- 7) 例えば、兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部：事務概要・平成7年度～平成12年度
- 8) 例えば、兵庫県都市住宅部・阪神・淡路大震災復興本部都市住宅部：都市住宅部概要・平成8年度～平成10年度
- 9) 例えば、兵庫県商工部：商工部の概要・平成6年度～平成11年度
- 10) 例えば、兵庫県土木部：土木部概要・平成6年度～平成11年度
- 11) 兵庫県：歳入歳出決算参考資料・一般会計・歳出の部・平成6年度～平成11年度
- 12) 兵庫県：歳入歳出決算参考資料・特別会計・平成6年度～平成11年度
- 13) （財）阪神・淡路大震災復興基金：平成7年度事業報告書・平成8年度
- 14) （財）阪神・淡路大震災復興基金：平成8～12年度復興基金事業報告書・平成9～13年度
- 15) 兵庫県財政課：<http://web.pref.hyogo.jp/zaisei/index.htm>

(原稿受付 2002.6.5)